

福岡県公報

平成19年3月30日
第2659号

目 次

告 示 (第679号—第722号)

○福岡県立ももち文化センターの利用料金の承認	(生活文化課) 2
○県営住宅の名称及び位置	(住宅管理課) 5
○鳥獣保護事業計画	(緑化推進課) 10
○福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（第2期）及び福岡県特定鳥獣（シカ）保護管理計画（第3期）	(緑化推進課) 10
○休獵区の区域の指定、狩獵期間の延長及び捕獲等の禁止又は制限の解除	(緑化推進課) 10
○道路の区域の変更	(道路維持課) 10
○道路の区域の変更	(道路維持課) 11
○道路の供用の開始	(道路維持課) 11
○道路の区域の変更	(道路維持課) 11
○道路の供用の開始	(道路維持課) 12
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出	(商業・地域経済課) 12
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 12
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 13
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 13
○道路の区域の変更	(道路維持課) 13
○道路の供用の開始	(道路維持課) 14
○道路の区域の変更	(道路維持課) 14
○道路の供用の開始	(道路維持課) 15

○都市計画の変更	(都市計画課) 15
○都市計画の変更	(都市計画課) 15
○都市計画の変更	(都市計画課) 15
○公共測量の実施	(土木管理課) 16
○公共測量の実施	(土木管理課) 16
○公共測量の実施	(土木管理課) 16
○道路の区域の変更	(道路維持課) 16
○道路の区域の変更	(道路維持課) 17
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 17
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 17
○保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 18
○保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 19
○基本測量の終了	(土木管理課) 19
○公共測量の終了	(土木管理課) 20
○福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売り払い その他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格	(総務事務センター) 20
○結核予防法に基づく指定医療機関の指定	(健康対策課) 21
○結核予防法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(健康対策課) 21
○道路の区域の変更	(道路維持課) 21
○道路の供用の開始	(道路維持課) 22
○道路の区域の変更	(道路維持課) 22
○道路の供用の開始	(道路維持課) 23
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課) 24

公 告

○一般競争入札の実施	(高度情報政策課)	24
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	26
○落札者等の公示	(管 財 課)	28
○落札者等の公示	(総務事務センター)	29
人事委員会		
○口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法	(人事委員会事務局任用課)	30
監査委員		
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	31
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	36
公安委員会		
○警察署長が地方税の滞納処分の例により違法駐車車両の負担金等を納付しない者に対して行う滞納処分の執行において使用する書類の一部を改正する告示	(警察本部駐車対策課)	48
○口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部を改正する告示	(警察本部警務課)	48
内水面漁場管理委員会		
○ブルーギルの駆除推進水域の指定	(水産振興課)	48
○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(水産振興課)	48
雑 報		
○福岡高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の変更 (高速道路対策室)		49
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	51
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	52
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	52
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	53
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	53
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	54
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	54
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	55

○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	56
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	56
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	57
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	57
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	58
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	58
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	58
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	59
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	59
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	59
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	60
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	60
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	60
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	61

告 示

福岡県告示第679号

福岡県立ももち文化センター条例（平成18年福岡県条例第45号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立ももち文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
福岡県立ももち文化センター
- 2 位置
福岡市早良区百道2丁目3番15号
- 3 利用料金の承認年月日
平成19年3月20日
- 4 利用料金

(1) 施設利用料金

ア 大ホール

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
平日	11,870円	23,750円	35,620円	35,620円	59,370円	71,240円
土・日・休日	14,240円	28,500円	42,750円	42,740円	71,250円	85,490円

イ 本館各施設

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
小ホール	9,490円	11,870円	11,870円	21,360円	23,740円	33,230円
2階展示ホール	5,340円	7,120円	7,120円	12,460円	14,240円	19,580円
3階展示ホール	4,270円	5,690円	5,690円	9,960円	11,380円	15,650円
特別会議室	6,410円	8,540円	8,540円	14,950円	17,080円	23,490円
会議室第1	2,610円	3,560円	3,560円	6,170円	7,120円	9,730円
会議室第2	2,610円	3,560円	3,560円	6,170円	7,120円	9,730円
会議室第3	2,610円	3,560円	3,560円	6,170円	7,120円	9,730円
会議室第4	2,610円	3,560円	3,560円	6,170円	7,120円	9,730円
会議室第5	1,300円	1,780円	1,780円	3,080円	3,560円	4,860円
会議室第6	1,300円	1,780円	1,780円	3,080円	3,560円	4,860円
第1研修室	4,270円	5,690円	5,690円	9,960円	11,380円	15,650円
第2研修室	3,200円	4,270円	4,270円	7,470円	8,540円	11,740円
第3研修室	4,110円	5,480円	5,480円	9,600円	10,970円	15,090円
第4研修室	4,110円	5,480円	5,480円	9,600円	10,970円	15,090円
視聴覚教室	3,200円	4,270円	4,270円	7,470円	8,540円	11,740円

音楽室	4,270円	5,690円	5,690円	9,960円	11,380円	15,650円
一般教室	4,270円	5,690円	5,690円	9,960円	11,380円	15,650円
アトリエ	4,270円	5,690円	5,690円	9,960円	11,380円	15,650円
料理教室	6,410円	8,540円	8,540円	14,950円	17,080円	23,490円
和室	3,200円	4,270円	4,270円	7,470円	8,540円	11,740円
茶室	2,130円	2,840円	2,840円	4,970円	5,680円	7,810円
練習室	4,510円	5,930円	5,930円	10,440円	11,860円	16,370円

備考

- 大ホールは、次に掲げる附属設備の額を含む。
 - フットライト (60ワット 19個)
 - ボーダーライト (150ワット 20個)
- 大ホール利用者が利用の際、第三者から入場料若しくはこれに相当する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は、電気、水道又はガスの使用料金の実費に相当する額を基本額に加算する。
- 「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。

(2) 超過利用料金等

ア 利用時間を超えてセンターを利用する場合

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から午前9時まで	施設利用料金に掲げる午前9時から正午までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	100パーセントに相当する額
正午から午後5時まで	施設利用料金に掲げる午後1時から午後5時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	50パーセントに相当する額

		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額
午後5時から 午後9時まで (大ホールにつ いては午後 10時)まで	施設利用料金に掲げる 午後6時から午後9時 (大ホールについては 午後10時)までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超えて2時間 以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額
午後9時(大 ホールにつ いては午後10時)から午前零 時まで	施設利用料金に掲げる 午後6時から午後9時 (大ホールについては 午後10時)までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超える場合	100パーセントに相当する額

イ 大ホールの利用者が、練習、準備等のために大ホールを利用する場合

施設利用料金の70パーセントに相当する額

(3) 附属設備、器具等の利用料金

区分	品名	単位	金額(1回 につき)	備考
大ホール	所作台	1式	3,560円	
	平台	1枚	110円	
	仮設花道	1箇所	2,370円	
	花道用所作台	1式	1,180円	
	金屏風	1双	830円	
	銀屏風	1双	830円	
	毛せん	1枚	110円	
	上敷	1枚	110円	
	紗幕	1枚	590円	
	指揮台・譜面台	1組	230円	
	譜面台	1台	40円	
	箱馬	1個	20円	
	折たたみ馬	1個	20円	
	演台	1台	590円	脇台を含む。

花台	1台	110円	
反響板	1組	2,370円	両側正面及び天井を各1組とする。
補助椅子	1脚	40円	
机	1脚	70円	
ホワイトボード	1個	110円	
木頭ツケ板	1式	110円	
吊りバトン	1個	590円	電動式
吊りバトン	1個	350円	手動式
ピアノ	1台	3,560円	調律料を含まない。
第1ボーダーライト	1式	350円	150ワット
第2ボーダーライト	1式	350円	150ワット
第3ボーダーライト	1式	350円	150ワット
スポットライト	1台	230円	1キロワット
スポットライト	1台	170円	500ワット
アッパー・ホリゾントライト	1式	940円	200ワット
ロア・ホリゾントライト	1式	940円	200ワット
フットライト	1式	290円	60ワット
フロントサイドスポット	1台	230円	1キロワット
センターピンスポット	1台	1,180円	2キロワット
シーリングスポット	1台	230円	1キロワット
ストリップライト	1本	170円	100ワット
スタンド	1台	110円	
エフェクトマシン	1台	830円	
ミラーボール	1台	590円	
オーロラマシン	1台	590円	
波マシン	1台	590円	
ダブルマシン	1台	590円	

ベーススタンド	1台	60円	
先玉	1個	60円	
拡声装置Aセット	1式	1,780円	
拡声装置Bセット	1式	2,370円	
コンデンサーマイクロホン	1本	590円	
マイクロホン	1本	350円	
ワイヤレスマイクロホン1	1本	940円	1チャンネル
録音再生機	1台	590円	
マイクスタンド	1台	60円	
エレベーターマイクロホン装置	1台	350円	電動式
35ミリ映写機	1台	4,740円	
16ミリ映写機	1台	3,560円	
スクリーン	1式	1,180円	スクリーンのみ使用の場合
楽屋	1室	590円	
シャワー室	1室	590円	
小ホール	拡声装置A	1式	1,180円 固定式
	カセットテープレコーダー	1台	590円
	CDプレーヤー	1台	590円
	マイクロホン	1本	230円 有線
	ピアノ	1台	2,370円 調律料は含まない。
全館共通	コンセント	1個	110円 1キロワット
	移動式スクリーン	1式	590円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	590円
	スライド映写機	1台	590円
	パネル	1面	60円
	パネル支柱	1脚	20円

TVビデオセット	1式	1,180円	
レーザーポインター	1個	110円	
ワイヤレスマイクロホン2	1本	590円	
拡声装置B	1式	590円	移動式

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時（大ホールについては午後10時）までをそれぞれ1回として算定するものとする。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる金額の25パーセントに相当する額とする。
- 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

福岡県告示第680号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第3条第2項の規定により次のように経営住宅の名称及び位置を定めたので、公示する。

経営住宅の名称及び位置（平成9年7月福岡県告示第1301号の2）は、平成19年3月29日限り廃止する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

名 称	位 置
福岡県営田ノ浦住宅	北九州市門司区
福岡県営新開住宅	北九州市門司区
福岡県営大里住宅	北九州市門司区
福岡県営藤ノ木住宅	北九州市若松区
福岡県営二島住宅	北九州市若松区
福岡県営高須住宅	北九州市若松区

福岡県営久岐の浜住宅	北九州市若松区
福岡県営桜ヶ丘住宅	北九州市戸畠区
福岡県営椎ノ木谷住宅	北九州市戸畠区
福岡県営高峰住宅	北九州市戸畠区
福岡県営新池住宅	北九州市戸畠区
福岡県営高坊住宅	北九州市小倉北区
福岡県営足原住宅	北九州市小倉北区
福岡県営延命寺住宅	北九州市小倉北区
福岡県営吉田住宅	北九州市小倉南区
福岡県営日豊住宅	北九州市小倉南区
福岡県営枝光住宅	北九州市八幡東区
福岡県営春ノ町住宅	北九州市八幡東区
福岡県営南八千代住宅	北九州市八幡西区
福岡県営大原住宅	北九州市八幡西区
福岡県営水三番住宅	北九州市八幡西区
福岡県営本城住宅	北九州市八幡西区
福岡県営折尾東住宅	北九州市八幡西区
福岡県営浅川住宅	北九州市八幡西区
福岡県営本城西住宅	北九州市八幡西区
福岡県営御幸町住宅	福岡市東区
福岡県営浜男住宅	福岡市東区
福岡県営松崎住宅	福岡市東区
福岡県営浜松住宅	福岡市東区
福岡県営城浜住宅	福岡市東区
福岡県営西戸崎住宅	福岡市東区
福岡県営高松住宅	福岡市東区
福岡県営香椎浜住宅	福岡市東区
福岡県営高須磨住宅	福岡市東区

福岡県営東領住宅	福岡市博多区
福岡県営東領第二住宅	福岡市博多区
福岡県営上牟田住宅	福岡市博多区
福岡県営月隈住宅	福岡市博多区
福岡県営板付住宅	福岡市博多区
福岡県営千代住宅	福岡市博多区
福岡県営鳥飼住宅	福岡市中央区
福岡県営旭ヶ丘住宅	福岡市南区
福岡県営老司住宅	福岡市南区
福岡県営壱岐住宅	福岡市西区
福岡県営玄界小浜住宅	福岡市西区
福岡県営内野住宅	福岡市早良区
福岡県営天領住宅	大牟田市
福岡県営龍湖瀬住宅	大牟田市
福岡県営新町住宅	大牟田市
福岡県営平ノ下住宅	大牟田市
福岡県営久福木住宅	大牟田市
福岡県営辻の前住宅	大牟田市
福岡県営開田住宅	大牟田市
福岡県営今山住宅	大牟田市
福岡県営高泉住宅	大牟田市
福岡県営黒崎住宅	大牟田市
福岡県営小浜住宅	大牟田市
福岡県営小浜第二住宅	大牟田市
福岡県営平野山住宅	大牟田市
福岡県営牟田山住宅	久留米市
福岡県営西町住宅	久留米市
福岡県営合川住宅	久留米市

福岡県営南町住宅	久留米市
福岡県営花園住宅	久留米市
福岡県営津福住宅	久留米市
福岡県営高良内住宅	久留米市
福岡県営与田住宅	久留米市
福岡県営梅林住宅	久留米市
福岡県営田主丸住宅	久留米市
福岡県営宮の陣住宅	久留米市
福岡県営津福今町住宅	久留米市
福岡県営東合川住宅	久留米市
福岡県営大善寺住宅	久留米市
福岡県営小森野住宅	久留米市
福岡県営城島住宅	久留米市
福岡県営上境住宅	直方市
福岡県営下境住宅	直方市
福岡県営林光寺住宅	直方市
福岡県営頓野住宅	直方市
福岡県営愛生園住宅	飯塚市
福岡県営鯨田住宅	飯塚市
福岡県営清水谷住宅	飯塚市
福岡県営相田住宅	飯塚市
福岡県営天道住宅	飯塚市
福岡県営彼岸原住宅	飯塚市
福岡県営勢田住宅	飯塚市
福岡県営福ヶ坂住宅	飯塚市
福岡県営有安住宅	飯塚市
福岡県営有安第二住宅	飯塚市
福岡県営立住宅	飯塚市

福岡県営穎田中央住宅	飯塚市
福岡県営愛宕住宅	飯塚市
福岡県営明星寺住宅	飯塚市
福岡県営花瀬住宅	飯塚市
福岡県営伊田原住宅	田川市
福岡県営平原住宅	田川市
福岡県営夏吉住宅	田川市
福岡県営小松原住宅	田川市
福岡県営伊加利住宅	田川市
福岡県営大浦住宅	田川市
福岡県営田川中央住宅	田川市
福岡県営あさひ台住宅	田川市
福岡県営城山住宅	田川市
福岡県営佃住宅	柳川市
福岡県営蒲池住宅	柳川市
福岡県営矢留住宅	柳川市
福岡県営南馬場住宅	八女市
福岡県営宅間田住宅	八女市
福岡県営花宗橋住宅	八女市
福岡県営久富住宅	筑後市
福岡県営長浜住宅	筑後市
福岡県営赤坂住宅	筑後市
福岡県営高錢野住宅	筑後市
福岡県営大坪住宅	大川市
福岡県営小保住宅	大川市
福岡県営稻童住宅	行橋市
福岡県営行事住宅	行橋市
福岡県営大橋住宅	行橋市

福岡県営中津熊住宅	行橋市
福岡県営金屋住宅	行橋市
福岡県営新地住宅	行橋市
福岡県営豊住宅	行橋市
福岡県営上町住宅	豊前市
福岡県営三楽住宅	豊前市
福岡県営宇島住宅	豊前市
福岡県営三毛門住宅	豊前市
福岡県営松ヶ岡住宅	中間市
福岡県営池田住宅	中間市
福岡県営中鶴住宅	中間市
福岡県営あさぎり住宅	中間市
福岡県営大根土住宅	中間市
福岡県営小堤住宅	小郡市
福岡県営開住宅	小郡市
福岡県営寺福童住宅	小郡市
福岡県営若山住宅	小郡市
福岡県営塔ノ原住宅	筑紫野市
福岡県営修理田住宅	筑紫野市
福岡県営宝満荘住宅	筑紫野市
福岡県営二日市住宅	筑紫野市
福岡県営日の出町住宅	春日市
福岡県営竹ノ本住宅	春日市
福岡県営山田住宅	大野城市
福岡県営月の浦住宅	大野城市
福岡県営東郷住宅	宗像市
福岡県営鐘崎住宅	宗像市
福岡県営大島住宅	宗像市

福岡県営神湊住宅	宗像市
福岡県営深浜住宅	宗像市
福岡県営前原住宅	前原市
福岡県営有田住宅	前原市
福岡県営東浜山住宅	古賀市
福岡県営さや住宅	古賀市
福岡県営福間住宅	福津市
福岡県営東福間住宅	福津市
福岡県営一ノ瀬住宅	うきは市
福岡県営うきは住宅	うきは市
福岡県営蓮町住宅	うきは市
福岡県営長井鶴住宅	宮若市
福岡県営金丸住宅	宮若市
福岡県営宮田住宅	宮若市
福岡県営石ノ橋住宅	朝倉市
福岡県営又原住宅	朝倉市
福岡県営頓田住宅	朝倉市
福岡県営鳩胸住宅	朝倉市
福岡県営比良松住宅	朝倉市
福岡県営恵比須住宅	朝倉市
福岡県営杉町住宅	嘉麻市
福岡県営西川住宅	嘉麻市
福岡県営尾浦住宅	嘉麻市
福岡県営ゆうひが丘住宅	嘉麻市
福岡県営山野住宅	嘉麻市
福岡県営鴨生住宅	嘉麻市
福岡県営漆生住宅	嘉麻市
福岡県営牛隈住宅	嘉麻市

福岡県営碓井住宅	嘉麻市
福岡県営北斗台住宅	嘉麻市
福岡県営鴨生藤見台住宅	嘉麻市
福岡県営下小川住宅	みやま市
福岡県営渡瀬住宅	みやま市
福岡県営飛嶽住宅	糟屋郡宇美町
福岡県営坂瀬住宅	糟屋郡志免町
福岡県営志免松ヶ丘住宅	糟屋郡志免町
福岡県営川子住宅	糟屋郡須恵町
福岡県営芦屋住宅	遠賀郡芦屋町
福岡県営大君住宅	遠賀郡芦屋町
福岡県営頃末住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営古賀住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営おかの台住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営三吉住宅	遠賀郡岡垣町
福岡県営遠賀住宅	遠賀郡遠賀町
福岡県営勝野住宅	鞍手郡小竹町
福岡県営八尋住宅	鞍手郡鞍手町
福岡県営倉坂住宅	鞍手郡鞍手町
福岡県営土師住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営二反田住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営泉ヶ丘住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営下高場住宅	朝倉郡筑前町
福岡県営菊池住宅	三井郡大刀洗町
福岡県営大木住宅	三潴郡大木町
福岡県営山崎住宅	八女郡立花町
福岡県営兼松住宅	八女郡立花町
福岡県営ゆいのもり住宅	八女郡矢部村

福岡県営須川住宅	田川郡香春町
福岡県営峰地住宅	田川郡添田町
福岡県営宮床住宅	田川郡糸田町
福岡県営川崎住宅	田川郡川崎町
福岡県営丸山住宅	田川郡川崎町
福岡県営池尻住宅	田川郡川崎町
福岡県営西川崎住宅	田川郡川崎町
福岡県営西本町住宅	田川郡川崎町
福岡県営東洋住宅	田川郡川崎町
福岡県営田原住宅	田川郡川崎町
福岡県営五ヶ辻住宅	田川郡赤村
福岡県営赤池住宅	田川郡福智町
福岡県営板屋住宅	田川郡福智町
福岡県営金田住宅	田川郡福智町
福岡県営方城住宅	田川郡福智町
福岡県営尾倉住宅	京都郡苅田町
福岡県営幸町住宅	京都郡苅田町
福岡県営向山住宅	京都郡苅田町
福岡県営小長田住宅	京都郡みやこ町
福岡県営徳永住宅	京都郡みやこ町
福岡県営谷山住宅	京都郡みやこ町
福岡県営今里住宅	京都郡みやこ町
福岡県のぞみヶ丘住宅	京都郡みやこ町
福岡県営直江住宅	築上郡吉富町
福岡県営下唐原住宅	築上郡上毛町
福岡県営椎田住宅	築上郡築上町
福岡県営築城住宅	築上郡築上町
福岡県営中ノ原住宅	築上郡築上町

福岡県告示第681号

鳥獣の保護及び適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、第10次鳥獣保護事業計画を定めたので、同条第4項の規定により当該計画書を福岡県水産林務部緑化推進課及び各農林事務所林務課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第682号

鳥獣の保護及び適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（第2期）及び福岡県特定鳥獣（シカ）保護管理計画（第3期）を定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により当該計画書を福岡県水産林務部緑化推進課及び各農林事務所林務課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第683号

鳥獣の保護及び適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、休猟区の区域の指定、狩猟期間の延長及び捕獲等の禁止又は制限の解除を平成19年4月16日から平成24年3月31日まで次のとおり行う。ただし、イノシシの捕獲等については、平成22年3月31日までとする。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 特定鳥獣を捕獲等できる休猟区の区域の指定**(1) 対象とする特定鳥獣**

イノシシ、ニホンジカ

(2) 指定する区域

県内の休猟区全域

2 狩猟期間の延長**(1) 対象とする特定鳥獣**

イノシシ、ニホンジカ

(2) 対象区域

県内全域

(3) 延長期間

2月16日から3月15日まで

ただし、イノシシの捕獲等を目的としたはこわなの使用及び当該はこわなに掛けたイノシシを止めさしするための銃器の使用に限っては、当該延長期間に加え、10月15日から11月14日まで及び3月16日から4月15日までについても延長する。

3 捕獲等の禁止の解除**(1) 対象とする特定鳥獣**

ニホンジカの雌

(2) 対象区域

県内全域

4 捕獲等の制限の解除**(1) 対象とする特定鳥獣**

ニホンジカ

(2) 対象区域

県内全域

(3) 解除後の捕獲等の数の1日当たりの上限

1人につき、銃猟は2頭とし、わな猟は上限なしとする。

福岡県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生渡							
土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
大牟田	県道	高山田線	前	みやま市高田町原1049番先から同市高田町今福1019番1先まで	4.0 ～ 17.4	1,350.8	
			前	同上	5.6 ～ 37.8	2,512.4	うち一般国道209号重用延長575m
			後	みやま市高田町今福1304番4先から同市高田町岩津967番1先まで	6.8 ～ 17.4	1,350.8	
			後	みやま市高田町今福977番先から同市高田町岩津967番1先まで	10.3 ～ 37.8	2,718.4	うち一般国道209号重用延長570m

福岡県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	芹田線石丸	前	宮若市上有木812番1先から同市上有木836番1先まで	7.8 ～ 15.2	140.0

			後	同上	7.8 ～ 15.2	140.0
--	--	--	---	----	------------------	-------

福岡県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	芹田線石丸	宮若市上有木812番1先から同市上有木836番1先まで
直方	芹田線石丸	宮若市上有木556番1先から同市上有木758番4先まで

福岡県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
--------	-------	-----	-------	----	----------	----------

福岡	県道	宗篠	像線栗	前	糟屋郡篠栗町大字萩尾385番1先から 同郡同町大字萩尾389番先まで	13.0 ～ 18.0	83.5
				後	同上	14.0 ～ 18.0	83.5
福岡	県道	宗篠	像線栗	前	糟屋郡篠栗町大字金出3578番2先から 同郡同町大字金出3570番6先まで	7.3 ～ 8.5	101.3
				後	同上	10.2 ～ 13.3	101.3
大牟田	県道	高山	田川	前	みやま市高田町舞鶴595番1先から 同市高田町舞鶴594番1先まで	12.3 ～ 13.0	77.1
				後	同上	12.3 ～ 20.5	77.1

福岡県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	495号	古賀市花見東1丁目1861番2先から 同市花見東1丁目1851番33先まで

福岡	宗篠	像線栗	糟屋郡篠栗町大字萩尾385番1先から 同郡同町大字萩尾389番先まで
福岡	清古	滝線賀	古賀市花鶴ヶ丘1丁目1番6先から 同市日吉町1丁目897番1先まで

福岡県告示第689号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があつたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
鷹島建設株式会社	スーパー ドラッグコスモス前原店 福岡県前原市大字荻浦字中新開475番1 外

福岡県告示第690号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町北川内字眞名子3932の1、上陽町久木原字本谷1391から1393まで、1398、1399、字椎平2333、2340、2342、2343、字倉園2457、2459の1、2459の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第691号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
八女市上陽町上横山字申上1030の7、字落合4507、4509、4510の1、字大谷向4540、4541の1、4541の3から4541の5まで、字西後川内5095の40
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第692号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女郡矢部村大字矢部字柏木スダ2177の35、2177の36、2177の38

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
福岡県道	太宰府線	福岡	前	糟屋郡宇美町大字炭焼13番6先から同郡同町大字炭焼13番72先まで	8.0 ～ 55.8	182.4	
			後	糟屋郡宇美町大字炭焼13番6先から同郡同町大字炭焼13番70先まで	8.0 ～ 58.0	182.4	

福岡県道	志須免線	前	糟屋郡柏屋町大字酒殿437番6先から同郡須恵町大字上須恵828番15先まで	4.5 ～ 27.0	3,908.2	うち県道福岡東環状線重用延長91.1m
		前	糟屋郡柏屋町大字酒殿437番6先から同郡須恵町大字須恵490番1先まで	8.2 ～ 62.6	3,070.8	うち県道福岡東環状線重用延長906.3m
		後	糟屋郡柏屋町大字酒殿437番6先から同郡須恵町大字上須恵828番15先まで	8.2 ～ 62.6	5,753.9	うち県道福岡東環状線重用延長906.3m うち県道筑紫野古賀線重用延長1235.8m

福岡県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡線 太宰府	糟屋郡宇美町大字炭焼13番6先から同郡同町大字炭焼13番70先まで

福岡	志須免線	糟屋郡須恵町大字須恵490番1先から同郡同町大字須恵473番1先まで
福岡	志須免線	糟屋郡須恵町大字須恵812番1先から同郡同町大字上須恵828番15先まで

福岡県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
田川	県道	香糸春田線	前	田川郡糸田町2097番1先から同郡同町738番2先まで	9.8 ～ 22.4	405.0
			後	同上	10.2 ～ 23.2	405.0
田川	県道	英彦山香春線	前	田川郡添田町大字津野2295番4先から同郡同町大字津野2861番先まで	8.0 ～ 15.0	900.6
			後	同上	8.0 ～ 16.4	900.6
			前	嘉麻市飯田123番3先から同市岩崎1548番1先まで	6.5 ～ 17.9	2888.85

飯塚	県道	千 稲 手 線 築	前	嘉麻市飯田123番3先から 同市下臼井447番先まで	3.2 ～ 13.0	639.5
			後	嘉麻市飯田123番3先から 同市岩崎1548番1先まで	6.5 ～ 17.9	2888.85
豊前	県道	吉 富 線 本耶馬渓	前	築上郡吉富町大字幸子454番1先から 同郡同町大字幸子250番先まで	10.0 ～ 27.0	481.0
			後	同上	10.5 ～ 29.0	481.0
豊前	県道	中 八 番 線 烟 屋	前	豊前市大字鳥越35番1先から 同市大字鳥越622番1先まで	5.3 ～ 29.0	1160.7
			後	同上	6.4 ～ 29.0	1160.7

福岡県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	香 春 線 糸 田	田川郡糸田町2097番1先から 同郡同町738番2先まで

田 川	英 彦 山 線 香 春	田川郡添田町大字津野2295番4先から 同郡同町大字津野2297番1先まで
田 川	庄 伊 線	田川郡大任町大字大行事482番2先から 同郡同町大字大行事471番4先まで
豊 前	吉 富 線 本耶馬渓	築上郡吉富町大字幸子260番1先から 同郡同町大字幸子250番先まで
豊 前	中 畑 線 八 屋	豊前市大字鳥越240番先から 同市大字鳥越451番先まで
豊 前	寒 田 線 下 別 府	築上郡築上町大字安武323番4先から 同郡同町大字安武1442番1先まで

福岡県告示第697号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

大牟田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第698号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

大牟田都市計画区域区分を変更

福岡県告示第699号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

大牟田都市計画道路を変更（大牟田都市計画道路3・3・6号昭和開岩本線の変更）

福岡県告示第700号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区上吉田	平成19年2月28日から 平成19年3月30日まで

福岡県告示第701号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市建設局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区貴地区	平成18年12月27日から 平成19年3月30日まで

福岡県告示第702号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
宗像市三郎丸地区	平成19年2月26日から 平成19年3月30日まで

福岡県告示第703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)

久留米	県道	吉妹井川線	前	うきは市吉井町福音1313番 1先から 同市吉井町福音1467番1先 まで	3.0 ～ 8.1	706.3
			前	同上	5.0 ～ 53.0	896.0
			後	同上	5.0 ～ 53.0	896.0

福岡県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	上高橋野町線	前	三井郡大刀洗町大字上高橋1405番先から 同郡同町大字山隈2466番1先まで	3.6 ～ 13.2	2,591.7
			前	三井郡大刀洗町大字上高橋1337番2先から 同郡同町大字山隈2466番1先まで	11.0 ～ 48.0	2,412.8
			後	三井郡大刀洗町大字山隈2727番5先から 同郡同町大字山隈2466番1先まで	4.7 ～ 8.0	324.0

		後	三井郡大刀洗町大字上高橋1337番2先から 同郡同町大字山隈2466番1先まで	11.0 ～ 48.0	2,412.8
--	--	---	--	-------------------	---------

福岡県告示第705号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字辻三字岩居谷621（次の図に示す部分に限る。）、字北ベラ622（次の図の示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第706号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字高倉字山口2466・2491（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第707号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡添田町大字中元寺字中山815の159、815の265、815の266、815の268

(2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号

と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

前原市大字白糸字地獄492の2、492の6

(3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

飯塚市内住字尾藤1671の5、1671の7、1683の2

(4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

飯塚市阿恵字宮原845、字四郎丸797、801、840の2、字宮原842地先（次の図に示す部分に限る。）

(5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

飯塚市阿恵字山ノ下663、665、675の6、675の20

(6) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮若市犬鳴字勘場235の1、236、237、241の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第708号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

- (1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

北九州市八幡西区大字畠字田床1662

- (2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

北九州市小倉南区大字母原字耳切藪1404、1408

- (3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

北九州市小倉南区大字母原字引地1608の81、1608の82

- (4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

北九州市小倉南区大字母原字弓折1381の1、1396、字板ヶ平1382の1、字平原1395

- (5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

北九州市小倉南区大字道原865の2

- (6) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）及び標柱6号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

前原市大字飯原字次久1188の3、1189の1、1194、1195の1、1200、字村1177の

- (7) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

遠賀郡岡垣町大字手野字長者原1282の62

- (8) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

北九州市小倉南区大字木下字迫71、76、77

- (9) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡赤村大字赤字西大谷4418の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**4 指定の有効期間**

3年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第709号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（G P Sによる水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
筑紫野市、飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡桂川町	平成19年3月3日

福岡県告示第710号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路台帳数値地形測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区東南部	平成19年2月22日

福岡県告示第711号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を次のように定め、平成19年4月1日から施行する。

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号。以下「旧告示」という。）は平成19年3月31日限り廃止する。

なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された資格は、この告示により決定されたものとみなし、第3の2ただし書の規定に基づく入札参加資格申請のうち資格の有効期限が平成19年9月30日までの資格の決定及び申請の方法については、第2の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

第1 競争入札に参加することができない者

- 1 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に關して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正當な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 4 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 5 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

第2 入札参加資格

- 1 入札参加資格の等級は、AA、A及びBに区分し、それぞれの等級への格付けの基準は、知事が別に定める。
- 2 知事は、入札参加資格審査の申請があったときは、次に掲げる事項について行った審査の結果を別に定める基準により総合的に勘案した上で、その資格を決定するものとする。

- (1) 従業員数
 (2) 年間売上高
 (3) 自己資本金
 (4) 流動比率
 (5) 経営年数
 (6) 障害者雇用状況
 (7) 子育て応援宣言登録
- 第3 入札参加資格申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格を得ようとする者は、別に定めるところにより、競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と当該者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものという。）による電磁的記録を含む。）及び添付することとした書類を知事に提出するものとする。

2 申請の時期

資格審査申請書の提出期間は、毎年7月1日から同月末日までとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後における最初の登録基準年（1997年以後の2年ごとの年をいう。）の9月末日までとする。

福岡県告示第712号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、指定医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
18 筑 保 第789号-29	医療法人 中島こうや クリニック	筑紫郡那珂川町中原2-127	19・1・1
18 筑 保 第789号-30	松田耳鼻咽喉科医院	大野城市東大利1-14-12	19・2・5
18 筑 保 第789号-31	医療法人 松坂内科ク リニック	大野城市錦町3-3-50	19・1・1
18 筑 保 第789号-32	くろかわ歯科医院	筑紫野市二日市中央2-6-10	19・2・1
18 田 保 健 第 13 号	中津原調剤薬局	田川郡香春町大字中津原507-16	19・3・1
18 八 保 第1452号-14	矢部村診療所	八女郡矢部村大字矢部4058	19・2・14

福岡県告示第713号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により次のように告示する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
14 筑 保 健 第 12 号	中島こうやクリニック	筑紫郡那珂川町中原2-127	18・12・31
15 筑 保 健 第 2 号	こんどうクリニック	太宰府市御笠1-10-1	19・1・31
8 保 対 結 第 58 号	松坂内科クリニック	大野城市錦町3-3-50	18・12・31

福岡県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬 194番6先から 同郡同町犀川上伊良原45 9番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			前	同上	11.5 ～ 115.0	6,930.0
			後	同上	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			後	同上	11.5 ～ 145.0	6,930.0
那珂	県道	筑紫野線 インター	前	筑紫野市二日市西1丁目 744番4先から 同市二日市中央3丁目884 番27先まで	5.5 ～ 15.9	72.2
			後	同上	8.9 ～ 27.7	72.2

福岡県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原1573番5先から 同郡同町犀川下伊良原1570番2先まで
行橋	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原1565番1先から 同郡同町犀川下伊良原1578番2先まで
行橋	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原697番1先から 同郡同町犀川下伊良原694番1先まで
行橋	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原501番1先から 同郡同町犀川下伊良原497番1先まで
行橋	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原41番先から 同郡同町犀川下伊良原37番3先まで
行橋	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原32番1先から 同郡同町犀川下伊良原30番3先まで
那珂	筑紫野線 インター	筑紫野市二日市西1丁目744番4先から 同市二日市中央3丁目884番27先まで

福岡県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)

柳川	県道	柳筑川線 後	前	柳川市三橋町柳河130番6 先から 同市三橋町柳河137番1先 まで	4.2 ～ 7.5	111.0
			後	同上	4.2 ～ 7.5	111.0
			後	同上	6.0 ～ 14.2	119.0
柳川	県道	柳筑川線 後	前	柳川市三橋町柳河230番4 先から 同市三橋町柳河232番14先 まで	4.6 ～ 6.0	119.5
			前	同上	7.2 ～ 21.0	142.0
			後	同上	4.6 ～ 6.0	119.5
			後	同上	5.0 ～ 23.0	135.0
朝倉	一般 国道	211号	前	朝倉郡東峰村大字小石原鼓 2514番1先から 同郡同村大字小石原鼓2730 番4先まで	6.0 ～ 19.0	1,807.5
			前	同上	12.0 ～ 41.0	1,540.0
			後	同上	6.0 ～ 19.0	1,807.5

宗像	県道	福間像線 玄海	後	同上	12.0 ～ 53.0	1,540.0		
			前	福津市手光南1丁目1893番 2先から 同市光陽台4丁目8番14先 まで	16.0 ～ 39.5	407.6		
			後	同上	16.0 ～ 39.5	407.6		

福岡県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	柳川線 後	柳川市三橋町柳河130番6先から 同市三橋町柳河137番1先まで
柳川	柳川線 後	柳川市三橋町柳河230番4先から 同市三橋町柳河232番14先まで
柳川	大川線 大木	大川市大字下林407番1先から 同市大字下林462番3先まで
柳川	385号	柳川市西蒲池1331番3先から 同市西蒲池1330番2先まで
柳川	江島線 筑後	三潴郡大木町大字福土907番3先から 同郡同町大字福土892番1先まで
朝倉	211号	朝倉郡東峰村大字小石原鼓2514番1先から 同郡同村大字小石原鼓2606番1先まで

朝 倉	211 号	朝倉郡東峰村大字小石原鼓3568番1先から 同郡同村大字小石原鼓3487番先まで
朝 倉	322 号	朝倉市千手337番先から 同市千手232番1先まで
宗 像	福 間 宗 像 線 玄 海	福津市手光南1丁目1893番2先から 同市光陽台4丁目8番14先まで

福岡県告示第718号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく御笠川水系御笠川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課、福岡県福岡土木事務所及び福岡県那珂土木事務所において閲覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第719号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく多々良川水系多々良川及び宇美川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課及び福岡県福岡土木事務所において閲覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第720号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく那珂川水系那珂川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課、福岡県福岡土木事務所及び福岡県那珂土木事務所において閲覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第721号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく紫川水系紫川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課及び福岡県北九州土木事務所において閲覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第722号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく堂面川水系堂面川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土木部河川課及び福岡県大牟田土木事務所において閲覧に供する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

公 告**公告**

平成19年度パソコン等のウィルス対策ソフトの賃貸借について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 貸貸借内容

(1) 貸貸借契約の名称

平成19年度パソコン等のウィルス対策ソフトの貸貸借契約

(2) 貸貸借契約の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成20年3月31日まで

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画振興部高度情報政策課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年4月1日現在において、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買い入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者であること。

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年4月10日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA又はA
13	07	ソフトウェア開発	AA又はA
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者

4 当該貸貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課（ネットワーク管理班）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成19年4月9日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年4月9日（月）

(3) 提出方法

直接

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局とする。

(2) 日時

平成19年4月10日（火）午後1時30分

9 落札者がいる場合の措置

開札をした場合において落札者がいるときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又は

その代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が10の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称

- | | |
|--------------|-------------------|
| ア トヨタ車両用純正部品 | 購入見込額については仕様書による。 |
| イ 日産車両用純正部品 | 購入見込額については仕様書による。 |
| ウ 三菱車両用純正部品 | 購入見込額については仕様書による。 |
| エ ホンダ車両用純正部品 | 購入見込額については仕様書による。 |
| オ スズキ車両用純正部品 | 購入見込額については仕様書による。 |

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年3月31日（月）までの間

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年4月11日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年3月30日（金）から平成19年4月11日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年4月11日（水）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階）

(2) 日時

ア 平成19年4月12日（木）午前10時00分

イ 平成19年4月12日（木）午前10時20分

ウ 平成19年4月12日（木）午前10時40分

エ 平成19年4月12日（木）午前11時00分

オ 平成19年4月12日（木）午前11時20分

10 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札者に係る物品の名称

福岡県庁舎電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部管財課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成19年3月9日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
新日鉄エンジニアリング株式会社

(2) 住所
東京都千代田区大手町二丁目6番3号

5 落札金額(使用見込電力料金)
204,716,100円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成19年1月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る契約事項の名称
複写サービスに係る単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
(1) 4の(1)から(1)まで、(13)から(16)まで及び(18)

平成19年1月31日

(2) 4の(12)及び(17)

平成19年2月2日

4 落札者の氏名及び住所、落札金額

	件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額(1枚(カウント)当たりの単価、税抜き)
(1)	本府・モノクロ	A	キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店	福岡県福岡市博多区美野島1丁目2番1号	1.05円
		B			1.05円
		C			0.80円
		D			0.80円
		E			0.80円
(2)	福岡地区・モノクロ	A	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目6番16号	1.17円
		B			1.17円
		C			1.17円
		D			1.17円
		E			1.17円
(3)	北九州地区・モノクロ	A	キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店	福岡県福岡市博多区美野島1丁目2番1号	1.40円
		B			1.40円
		C			1.02円
		D			1.02円
		E			1.02円
(4)	筑豊地区・モノクロ	A	富士ゼロックス北九州株式会社	福岡県北九州市小倉北区米町1丁目2番26号	1.29円
		B			1.29円
		C			1.29円
		D			1.29円
		E			1.29円
(5)	筑後地区・モノクロ	A	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目6番16号	1.18円
		B			1.18円
		C			1.18円
		D			1.18円
		E			1.18円

(6)	本府・カラ ー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前1丁目 6番16号	1.50円 11.00円
(7)	本府・カラ ー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前1丁目 6番16号	1.06円 9.00円
(8)	本府・カラ ー3	H (モノクロ) H (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前1丁目 6番16号	1.06円 12.50円
(9)	福岡地区・ カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前1丁目 6番16号	2.60円 14.00円
(10)	福岡地区・ カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前1丁目 6番16号	2.15円 12.80円
(11)	福岡地区・ カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	リコー九州株式 会社	福岡県福岡市博多 区東比恵3丁目9 番15号	1.81円 7.50円
(12)	北九州地区 ・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士ゼロックス 北九州株式会社	福岡県北九州市小 倉北区米町1丁目 2番26号	7.00円 20.00円
(13)	北九州地区 ・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタ ビジネスソリュ ーションズ株式 会社福岡直販事 業部	福岡県福岡市博多 区東比恵1丁目2 番12号	2.50円 8.00円
(14)	筑豊地区・ カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士ゼロックス 北九州株式会社	福岡県北九州市小 倉北区米町1丁目 2番26号	3.00円 11.50円
(15)	筑豊地区・ カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士ゼロックス 北九州株式会社	福岡県北九州市小 倉北区米町1丁目 2番26号	1.06円 11.00円
(16)	筑後地区・ カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前1丁目 6番16号	2.60円 12.60円

(17)	筑後地区・ カラー2	G-4 (モノクロ) G-4 (カラー)	リコー九州株式 会社	福岡県福岡市博多 区東比恵3丁目9 番15号	3.50円 8.87円
(18)	筑後地区・ カラー3	G-10 (モノクロ) G-10 (カラー)	リコー九州株式 会社	福岡県福岡市博多 区東比恵3丁目9 番15号	2.20円 8.87円
(18)	筑後地区・ カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多 区博多駅前1丁目 6番16号	1.19円 11.00円

5 契約の相手方を決定した手続

(1) 4 の(1)から(1)まで及び(13)から(18)まで

一般競争入札

(2) 4 の(12)

随意契約

6 入札公告日

平成18年12月13日

7 随意契約を行った理由 ((4)の(12))

政府調達に関する協定第15条1 (a) に該当

人事委員会

福岡県人事委員会告示第1号

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第24条の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法を次のように定め、平成19年4月1から施行する。

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年4月福岡県人事委員会告示第1号）は、廃止する。

平成19年3月30日

福岡県人事委員会委員長 谷水央

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県職員採用上級試験	第1次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表日の翌日から3か月間(ただし、職員採用選考試験に係る第1次試験合格者については、最終合格発表日の翌日から3か月間)	福岡県人事委員会事務局	交付
福岡県職員採用中級試験	第2次試験の順位、総合得点、試験種目別得点及び身体検査の可否			
福岡県職員採用初級試験				
福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験				
福岡県職員採用選考試験 (人事委員会が実施する職員採用選考試験に係るものに限る。)	第1次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点			
	第2次試験の総合ランク			

備考 開示期間の初日又は末日が、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に定める県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもって当該開示期間の開始又は終了の日とする。

監査委員

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等50か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年3月30日

福岡県監査委員 工藤壽文
同 進谷庸助
同 伊藤龍峰
同 後藤元秀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査期間及び監査実施期間

警察本部関係機関50機関に係る定期監査は、平成17年12月1日から平成18年11月30までの12か月間（ただし、平成18年4月3日に新たに設置された西警察署については、平成18年4月3日から平成18年11月30までの8か月間）を監査対象期間とし、平成19年1月11日から平成19年2月22日までの実日数22日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
北九州市警察部	平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで	平成19年2月22日
警察学校	"	平成19年2月6日
自動車警察ら隊	"	平成19年2月2日
鉄道警察隊	"	平成19年1月19日
機動捜査隊	"	平成19年2月2日
機動機動隊	"	平成19年2月2日
高速道路交通警察隊	"	平成19年1月12日
第一機動隊	"	平成19年1月16日
第二機動隊	"	平成19年1月18日
中央警察察署	"	平成19年1月16日から 平成19年1月17日まで
博多警察察署	"	平成19年2月8日から 平成19年2月9日まで
東警察察署	"	平成19年1月23日から 平成19年1月24日まで
早良警察察署	"	平成19年2月6日から 平成19年2月7日まで
西警察察署	平成18年4月3日から 平成18年11月30日まで	平成19年2月8日から 平成19年2月9日まで
南警察察署	平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで	平成19年1月25日から 平成19年1月26日まで
柏屋警察察署	"	平成19年1月16日から 平成19年1月17日まで

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
博多臨港警察察署	平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで	平成19年2月22日
福岡空港警察察署	"	平成19年2月6日
宗像警察察署	"	平成19年2月2日
朝倉警察察署	"	平成19年2月26日
筑紫野警察察署	"	平成19年1月31日から 平成19年2月1日まで
前原警察察署	"	平成19年1月26日
若松警察察署	"	平成19年2月20日
戸畠警察察署	"	平成19年2月21日
折尾警察察署	"	平成19年2月6日から 平成19年2月7日まで
八幡東警察察署	"	平成19年2月22日
八幡西警察察署	"	平成19年1月31日から 平成19年2月1日まで
小倉北警察察署	"	平成19年2月15日から 平成19年2月16日まで
小倉南警察察署	"	平成19年1月18日から 平成19年1月19日まで
門司警察察署	"	平成19年2月16日
北九州水上警察察署	"	平成19年2月9日
行橋警察察署	"	平成19年1月18日
豊前警察察署	"	平成19年1月19日
直方警察察署	"	平成19年2月20日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
官若警察察署	平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで	平成19年2月9日
飯塚警察察署	"	平成19年2月20日から 平成19年2月21日まで
上嘉穂警察察署	"	平成19年2月20日から 平成19年2月21日まで
添田警察察署	"	平成19年1月31日
田川警察察署	"	平成19年1月31日
久留米警察察署	"	平成19年2月15日
小郡警察察署	"	平成19年1月11日から 平成19年1月12日まで
うきは警察察署	"	平成19年1月24日
八女警察察署	"	平成19年1月25日
筑後警察察署	"	平成19年1月25日
黒木警察察署	"	平成19年1月26日
城島警察察署	"	平成19年1月23日
大川警察察署	"	平成19年1月16日
柳川警察察署	"	平成19年1月12日
瀬高警察察署	"	平成19年1月23日
大牟田警察察署	"	平成19年1月11日

2 監査の主眼

今回の監査は、北九州市警察部等50か所の警察本部関係機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に、収入未済の状況、道路使用許可申請手数料の免除状況並びに旅費及び時間外勤務手当の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
警察使用料、警察手数料、財産貸付収入、物品売払収入、弁償金等の調定金額、調定期期及び収入状況
- (2) 支出
賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
報酬、給料及び諸手当の認定並びに支給事務
- (4) 契約
契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
取得、管理及び処分状況
- (7) 捜査報償費
捜査補償費の執行状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査（平成18年12月5日から平成19年2月16日まで実施分）を福岡北九州高速道路公社等29団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年3月30日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文

同 進 谷 庸 助

同 伊 藤 龍 峰

同 後 藤 元 秀

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象団体

福岡北九州高速道路公社等29団体

(2) 監査対象期間

平成17年度（県が行った財政的援助等の属する年度）

(3) 監査実施期間

平成18年12月5日から平成19年2月16日まで 実日数30日間、延日数49日間

監査対象団体	監査対象期間	監査実施期間
福岡北九州高速道路公社	平成17年度	平成18年12月5日から 平成18年12月8日まで
福岡県道路公社	"	平成18年12月12日から 平成18年12月15日まで
財団法人 福岡県建設技術情報センター	"	平成18年12月19日から 平成18年12月20日まで
社団法人 福岡県シルバー人材センター連合会	"	平成19年1月10日
財団法人 福岡県社会保険医療協会	"	平成19年1月10日
財団法人 北九州勤労青年福祉公社	"	平成19年1月11日から 平成19年1月12日まで
福岡県商工会連合会	"	平成19年1月11日から 平成19年1月12日まで
平成筑豊鉄道株式会社	"	平成19年1月11日から 平成19年1月12日まで
太宰府市商工会	"	平成19年1月16日
久留米商工會議所	"	平成19年1月16日
北九州商工會議所	"	平成19年1月17日
八女商工會議所	"	平成19年1月17日
豊前商工會議所	"	平成19年1月18日
柳川商工會議所	"	平成19年1月18日

監査対象団体	監査対象期間	監査実施期間
社団法人 福岡県観光連盟	平成17年度	平成19年1月19日
新北九州空港建設・利用促進協議会	"	平成19年1月19日
財団法人 福岡県体育協会	"	平成19年1月23日
財団法人 飯塚研究開発機構	"	平成19年1月23日から 平成19年1月24日まで
財団法人 福岡県中小企業振興センター	"	平成19年1月24日から 平成19年1月26日まで
北九州エアターミナル株式会社	"	平成19年1月25日から 平成19年1月26日まで
九州観光推進機構	"	平成19年1月31日
財団法人 福岡県産炭地域振興センター	"	平成19年1月31日
財団法人 福岡県労働福祉公社	"	平成19年2月1日から 平成19年2月2日まで
社団法人 福岡県トラック協会	"	平成19年2月1日から 平成19年2月2日まで
財団法人 九州大学学術研究都市推進機構	"	平成19年2月6日
福岡県職業能力開発協会	"	平成19年2月6日
財団法人 福岡県産業・科学技術振興財團	"	平成19年2月7日から 平成19年2月9日まで
福岡水素エネルギー戦略會議	"	平成19年2月15日から 平成19年2月16日まで
財団法人 福岡県教職員互助会	"	平成19年2月15日から 平成19年2月16日まで

2 監査の範囲

今回の監査は、県が資本金、基本金その他これに準ずるもの4分の1以上を出資している団体、県が平成17年度において財政的援助を行った団体及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託している団体等29団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

3 監査対象団体の概要及び財政的援助等の内容

監査対象団体ごとの事業の概要及びこれらのことの事業を助成するため県が行った財政的援助等の内容は次表のとおりである。

団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
福岡北九州高速道路公社	福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 福岡高速道路の建設事業及び維持管理 2 北九州高速道路の建設事業及び維持管理	県は、基本金の50.0%を出資するとともに、特別転貸賃貸付金等の貸付け及び当公社の債務について債務保証を行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡北九州高速道路公社出資金 99,865,300,000円 (うち17年度 3,147,500,000円) ○特別転貸賃貸付金 103,042,437,671円 (うち17年度 2,865,000,000円) ○都市高速道路経営改善資金貸付金 15,000,000,000円 (うち17年度 0円) ○保証債務残高（平成17年度末） 314,343,629,119円
福岡県道路公社	福岡県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としている。 1 鳥栖筑紫野道路、冷水道路、二丈浜玉道路及び福岡前原道路の維持管理 2 天神中央公園駐車場の維持管理	県は、基本金の75.6%を出資するとともに、事業運営に要する資金の貸付け及び当公社の債務について債務保証を行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県道路公社出資金 22,936,900,000円 (うち17年度 0円) ○福岡県道路公社有料道路管理運営資金貸付金 983,400,000円 ○保証債務残高（平成17年度末） 53,139,777,077円
財團法人 福岡県建設技術情報センター	建設技術に関する調査、研究、建設技術水準の向上、建設資材の品質の向上に関する事業を行うとともに、センターの特性と機能を生かした事業を行い、後に誇りうる質の高い社会資本の整備に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 福岡県から委託を受けた建設技術情報センターの施設、設備の維持管理及び運営に関する事業 2 建設材料試験事業 3 研修事業 4 調査研究事業 5 情報事業 6 土木技術支援事業	県は、基本金の80.0%を出資するとともに、県が設置した福岡県建設技術情報センターの管理運営を委託している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県建設技術情報センター出資金 160,000,000円 (うち17年度 0円) ○福岡県建設技術情報センター維持管理業務委託料 32,318,000円 ○福岡県建設技術情報センター建設材料試験業務委託料 151,257,000円

		7 建築技術支援事業 8 建築技術調査研究研修事業 9 施設提供事業	
社団法人 福岡県シルバー人材センター連合会	県下における定年退職者等の高年齢者の希望に応じた就業の機会を確保し、その就業を援助するとともに、この活動の健全な発展を促進し、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与することを目的とする事業を行う。	県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○社団法人福岡県シルバー人材センター連合会補助金 22,840,000円	
財団法人 福岡県社会保険医療協会	地域社会における社会保険医療の普及により社会保険に寄与し、社会の福祉を増進することを目的として、次の事業を実施している。 1 病院、診療所、老人保健施設及び附隨施設の経営 2 医療保護の徹底 3 公衆衛生思想の普及 4 看護専門学校の設置及びその運営 5 その他目的達成に必要な事項	県は、当協会の事業運営に要する経費に対して補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○看護師等養成所運営費補助金 11,314,000円 ○地域総合整備資金貸付金 518,859,000円 (うち17年度 0円)	
財団法人 北九州勤労青少年福祉公社	勤労者に対し教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供し、労働福祉の推進を図ることを目的として、県の委託を受けて県立北九州勤労青少年文化センターの管理運営を行うほか、各種教養講座及びスポーツ教室の自主事業を実施している。	県は、基本金の49.0%を出資するとともに、県立北九州勤労青少年文化センターの管理運営を委託している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○北九州勤労青少年福祉公社出資金 4,900,000円 (うち17年度 0円) ○福岡県立北九州勤労青少年文化センター管理運営委託料 74,312,533円	
福岡県商工会連合会	商工会の健全な発達を図り、もって商業の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 商工会の組織、事業についての指導連絡 2 商工業に関する専門的事項についての相談指導 3 商工業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工会の意見を総合してこれを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること	県は、当連合会の事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○小規模事業経営支援事業費補助金 369,775,768円 ○中小企業団体組織強化対策費補助金 21,250,000円 ○小規模事業経営資源強化対策費補助金 1,283,000円	

平成筑豊鉄道株式会社	旅客鉄道事業を実施している。	県は、資本金の27.5%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。
		援助等の明細は、次のとおりである。
太宰府市商工会	商工業者の共同社会を基盤とし、商業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次事業を実施している。 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと	県は、当商工会の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 ○福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 41,800,246円
久留米商工会議所	商工業者の共同社会を基盤とし、商業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次事業を実施している。 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと	県は、当商工会議所の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 97,950,484円
北九州商工会議所	商工業者の共同社会を基盤とし、商業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の発展に寄与することを目的として、次事業を実施している。 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商工業に関する調査研究 3 商業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商工業に関して、相談に応じ指導を行うこと	県は、当商工会議所の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 350,730,631円
		○福岡県小規模事業経営資源強化対策費補助金 94,500円
		○福岡県能力開発強化補助金 361,320円

八女商工会議所	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の發展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商業に関する調査研究 3 商業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商業に関して、相談に応じ指導を行うこと 	<p>県は、当商工会議所の事業運営に要する経費に対し次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 40,558,508円</p>
豊前商工会議所	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の發展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商業に関する調査研究 3 商業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商業に関して、相談に応じ指導を行うこと 	<p>県は、当商工会議所の事業運営に要する経費に対し次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 41,565,291円</p>
柳川商工会議所	<p>商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、商工業の發展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること 2 商業に関する調査研究 3 商業に関する情報、資料の収集及び提供 4 商業に関して、相談に応じ指導を行うこと 	<p>県は、当商工会議所の事業運営に要する経費に対し次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県小規模事業経営支援事業費補助金 40,353,353円</p>
社団法人福岡県観光連盟	<p>福岡県及び各地観光機関並びに観光事業のあるものと密接な連携を保持し、常に観光事業の振興と地域活性化を図り、併せて国際観光の振興を促し、もつて生活・文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的として、次の事業等を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光伝事業 2 観光情報提供事業 3 観光振興事業 	<p>県は、当連盟の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 ○福岡県観光関係団体運営事業費補助金 29,892,000円</p>

		4 各種関係団体との連絡・会議等	県は、当協議会の事業運営に要する経費に対し次のとおり負担金を交付している。 ○新北九州空港建設・利用促進協議会負担金30,000,000円
財団法人 福岡県体育協会	新北九州空港建設・利用促進協議会	スポーツを振興して福岡県民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的として次の事業を実施している。 1 スポーツに関する事業の実施または援助 2 スポーツに関する広報活動 3 スポーツ少年団の育成指導 4 スポーツ振興について、関係行政機関の施策に協力すること 5 加盟団体の育成強化と相互の連絡融和を図ること 6 日本体育協会の事業に協力すること 7 スポーツに関する研究調査 8 スポーツに関する功労者ならびに優秀な成績をあげた個人及び団体の表彰 9 その他法人の目的達成に必要な事業	県は、当協会の事業運営に要する経費に対し次のとおり補助金を交付している。 ○体育振興費補助金23,062,000円
財団法人 飯塚研究開発機構	福岡県から委託を受けた福岡県立飯塚研究開発センターの施設・設備の維持管理及び効果的な運営を行うことにより、地域のリーディング産業を育成し、もって福岡県の産業の活性化に寄与することを目的として次の事業を実施している。 1 福岡県から委託を受けた飯塚研究開発センターの施設・設備の維持管理及び運営に関する事業 2 研究開発支援事業 3 人材養成事業 4 产学官交流事業 5 情報提供事業 6 施設提供事業	県は、基本金の47.9%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金を交付するとともに、県が設置した福岡県立飯塚研究開発センターの管理運営を委託している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○飯塚研究開発機構出資金 150,000,000円 (うち17年度 0円) ○福岡県立飯塚研究開発センター管理運営委託料 167,956,000円 ○県派遣職員給与負担金 34,921,413円	
財団法人 福岡県中小企業振興センター	中小企業支援育成機関相互の連携を図り、県内中小企業振興の拠点として、その機能の発揮に努めるとともに、中小企業の経営資源の強化、活性化を支援することにより、経営の健全化を促進し、もって中小企業の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 福岡県中小企業振興センター及びその他所有建物の管理運営に関する事業	県は、基本金の85.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対して補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 ○福岡県中小企業振興センター出資金 2,122,711,020円 (うち17年度 0円) ○福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 125,869,590円	

2 中小企業団体相互の連携協調に関する事業	○福岡県中小企業経営資源強化費補助金 134,825,540円
3 起業化支援に関する事業	○福岡県中心市街地商業活性化推進事業費補助金 2,500,210円
4 人材育成に関する事業	○福岡県商店街競争力強化事業費補助金 9,600,000円
5 販路開拓支援に関する事業	○小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金 20,388,000円
6 交流促進に関する事業	○小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 22,182,000円
7 設備支援に関する事業	○福岡県新生活産業振興支援補助金 1,647,608円
8 下請取引に関する事業	○発明奨励振興事業費補助金 6,205,000円
9 情報化に関する事業	○福岡県中心市街地商業活性化基金貸付金 500,000,000円 (うち17年度 0円)
10 創業・経営支援に関する事業	○小規模企業者等設備導入（設備貸与）資金貸付金 2,360,915,000円 (うち17年度 247,640,000円)
11 その他この法人の目的を達するため必要な事業	○小規模企業者等設備導入（設備資金貸付）資金貸付金 2,133,430,400円 (うち17年度 361,090,000円)
12 产学連携コーディネート事業	○北九州エアターミナル株式会社出資金 1,000,000,000円 (うち17年度 350,000,000円)
13 海外駐在員派遣事業	県は資本金の28.4%を次のとおり出資している。
14 先進的対内直接投資推進事業	県は、当機構の事業運営に要する経費に対し次のとおり負担金を交付している。
15 下請中小企業自立化塾事業	○九州観光推進機構負担金 71,407,000円
北九州エアターミナル株式会社	九州地域における魅力ある観光地づくりと国内・海外観光客等の九州への誘客を推進し、観光産業の振興と九州経済の発展に寄与することを目的として次の「九州観光戦略」を柱とした事業を行っている。
九 州 觀 光 推 進 機 構	1 旅行先としての九州を磨く戦略 2 国内大都市圏から九州に人を呼び込む戦略 3 東アジアから九州に人を呼び込む戦略 4 九州観光戦略を進める体制づくり

財団法人 福岡県産炭地域振興センター	<p>県内の産炭地域の広域的な振興に資する事業等を推進するとともに、産炭地域が自立的に新たな産業の創造等に資する事業を推進することにより、当該産炭地域の振興及び同地域の経済の自立的な発展に寄与することを目的として次の事業を実施している。</p> <p>1 産炭地域活性化に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)地域振興企画調査等事業 (2)炭鉱跡地取得支援等基盤整備事業 (3)企業誘致等支援事業 (4)広報、啓発、イベント等ソフト事業 (5)その他産炭地域の振興上必要な事業 <p>2 新たな産業の創造等に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)新たな産業の創造に資する事業 (2)(1)の事業に関連する産業基盤整備に資する事業 (3)(1)及び(2)に掲げる事業に附帯する事業 	<p>県は、活性化基金(基本財産)の94.0%と新産業創造等基金100%を次のとおり出資している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県産炭地域振興センター出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・活性化基金分 8,000,000,000円 (うち17年度 0円) ・新産業創造等基金分 8,000,000,000円 (うち17年度 0円)
財団法人 福岡県労働福祉公社	<p>勤労者に対し、教養の向上、健康の増進及びレクリエーション等の便宜を提供し、労働福祉の推進を図ることを目的として、県の委託を受けて、福岡県立福岡勤労青少年文化センターの管理運営を行うほか、各種教養、スポーツ教室等の自主事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の71.4%を出資するとともに、県が設置した福岡県立福岡勤労青少年文化センターの管理運営を委託している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県労働福祉公社出資金 <ul style="list-style-type: none"> 5,000,000円 (うち17年度 0円) ○労働福祉施設管理運営委託料 <ul style="list-style-type: none"> 347,592,468円 ○県派遣職員給与負担金 <ul style="list-style-type: none"> 7,471,284円
社団法人 福岡県トラック協会	<p>貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業の改善向上と適正円滑な運営態勢の確立に努め、業界の健全なる発展を推進するための事業を実施している。</p>	<p>県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり交付金を交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運輸事業振興助成交付金 <ul style="list-style-type: none"> 793,119,000円
財団法人 九州大学学術研究都市推進機構	<p>産学官との共同により、学術研究に関する広報活動、先端技術に係る研究開発及びその支援並びに企業・研究機関等の九州大学新キャンパス周辺地域への進出等の支援を行うことにより、当該地域に知的拠点を形成し、もって、福岡県の産業の育成及び県民生活の質的向上に資することを目的として、次の事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 学術研究に関する広報活動事業 2 産学官の共同研究による研究開発支援事業 	<p>県は、当機構の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財団法人九州大学学術研究都市推進機構運営事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> 35,655,471円

	3 研究機関等の立地支援事業 4 産学連携交流支援事業	福岡県職業能力開発協会	職業能力の開発及び向上の促進に関する業務を行うことにより、県内における職業能力の開発の促進を図ることを目的として、次の事業等を実施している。 1 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他の職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと 2 職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項について事業主、労働者等に対して相談に応じるとともに必要な指導及び援助を行うこと 3 事業主、労働者等に対して技能労働者に関する情報の提供等を行うこと	県は、当協会の事業運営に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付している。 ○福岡県職業能力開発協会補助金 86,632,000円
財團法人 福岡県産業・科学技術振興 財團	1 産学官の共同研究による創造的研究開発を推進する等により科学技術の振興を図り、福岡県の産業構造の高度化や新たな産業の育成に貢献し、もって福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上に寄与することを目的として、次の事業を実施している。 1 産学官の共同研究による創造的研究開発支援事業 2 科学技術に関する研究交流事業 3 國際的科学技術交流推進事業 4 創造的中小企業の育成支援事業 5 システムLSI総合開発に関する施設の管理運営		県は、基本金の89.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対して補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 ○福岡県産業・科学技術振興財团出捐金 2,300,000,000円 (うち17年度 0円)	○創造的中小企業創出支援事業に要する投資原資資金貸付金 559,560,000円 (うち17年度 0円) ○創造的中小企業創出支援事業に係る基金造成資金貸付金 2,555,000,000円 (うち17年度 0円) ○地域ベンチャーファンド出資金貸付金 300,000,000円 (うち17年度 0円) ○福岡県産業・科学技術振興財团運営事業費補助金（財團運営事業等） 267,868,000円 (うち17年度 0円) ○福岡県産業・科学技術振興財团事業費補助金（創造的中小企业創出支援事業） 263,348,000円 (システムLSI設計開発拠点構築事業) ○福岡県産業・科学技術振興財团運営事業費補助金（創造的中小企业創出支援事業） 24,364,000円 ○福岡県産業・科学技術振興財团運営事業費補助金（ベンチャーサポートセンター事業） 50,717,000円

	<p>○福岡県産業・科学技術振興財團運営事業費補助金（マッチングコーディネート事業） 11,752,000円</p> <p>○福岡県産業・科学技術振興財團運営事業費補助金（知的所有権活用促進事業） 2,958,329円</p> <p>○福岡県地域新産業総合支援事業費補助金 52,097,397円</p>
福岡水素エネルギー戦略会議	<p>産業界、大学、行政が緊密に連携して、水素エネルギーに係る研究開発、実証活動及び人材育成等を実施し、環境にやさしい水素エネルギー社会の構築を目的として、水素エネルギー社会構築に係る事業の企画及び推進事業を行っている。</p>
財団法人 福岡県教職員互助け会	<p>福岡県における教育の振興・発展に寄与し、あわせて福岡県公立学校職員及び教育関係職員の相互共済・福祉増進を図ることを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育の振興に関する事業 2 公立学校職員及び教育関係職員の福利厚生に関する事業

第2 監査の結果

各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、財政的援助等の目的に沿っておおむね適正に行なわれていると認められた。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第17号

警察署長が地方税の滞納処分の例により違法駐車車両の負担金等を納付しない者に対して行う滞納処分の執行において使用する書類（平成7年6月福岡県警察本部告示第79号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

福岡県警察本部長 殿川一郎

1中「徴収吏員証」を「徴収職員証」に、「徴収吏員で」を「徴収職員で」に改める。

3から5までの規定及び7中「徴収吏員」を「徴収職員」に改める。

福岡県警察本部告示第18号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成18年3月福岡県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

福岡県警察本部長 殿川一郎

表中

開示の対象となる試験又は考查	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法	を
----------------	--------------	------	------	------	---

開示の対象となる試験又は考查	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県警察官A（男性）採用試験	順位、総合得点及び試験種目別の得点又は可否（第1次試験については、最終合格発表日から1箇月間）	合格発表日から1箇月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表日から1箇月間	総務部総務課情報公開室	閲覧

福岡県警察官B（男性）採用試験	で受験した者に係るものに、第2次試験については福岡県で受験した者に係るものに限る。）
福岡県警察官A（女性）採用試験	順位、総合得点及び試験種目別の得点又は可否
福岡県警察官A（武道指導）採用試験	
福岡県警察官B（女性）採用試験	
福岡県警察官B（武道指導）採用試験	
福岡県警察官C採用試験	

改める。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成19年3月30日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

1 取組内容

効果的駆除に関する実証試験、漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成19年3月30日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

(1) 県内外の内水面で採捕されたコイ

(2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ

(3) P C R検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

雑報

福岡北九州高速道路公社公告第14号

平成18年3月20日付福岡北九州高速道路公社公告第11号「福岡高速道路に係る料金及び料金の徴収期間」の内容の一部を次のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告します。

平成19年3月30日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田 中 康 順

1 「3 割引をする自動車及び割引率(1)」を削り、(1)として次を加える。

(1) E T C特定区間割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

次の路線の各区間（以下「特定区間」という。）のみを通行するE T C車。

路線名	特定区間
-----	------

福岡市道 福岡高速4号線及び 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区蒲田三丁目までの区間 (貝塚出入口～福岡IC)
-----------------------------------	--

イ 割引率

割引率は、20パーセントとする。

2 「3 割引をする自動車及び割引率(2)」を次のように改める。

(2) E T C曜日別時間帯割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

E T C車

イ 割引率

① 区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額の10円未満を切り捨てるものとする。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～7:00前 22:00以後～24:00前	10%
土曜日	0:00以後～7:00前	10%
	7:00以後～22:00前	5%
	22:00以後～24:00前	10%
日曜日及び祝日	0:00以後～24:00前	10%

（注）祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

3 「3 割引をする自動車及び割引率(4)」を次のように改める。

(4) 福岡高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）

については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、E T C システム取扱道路管理者（E T C システム利用規程第2条第1号に定めるE T C システム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けたE T C カードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

① 料金の額に応じた割引

一枚のE T C カードごとに、E T C システムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額に下表の月間利用額区分に応じた割引率を適用する。

ただし、月間利用区分をまたぐ通行については、料金の額をそれぞれの月間利用額区分に分け、その割引率を適用する。なお、一通行ごとのそれぞれの割引額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入するものとする。

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超える1万円以下の部分	3%
1万円を超える2万円以下の部分	6%
2万円を超える3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

4 「3 割引をする自動車及び割引率(6)」を次のように改める。

(6) 障害者割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156

号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T C システムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T C カードと車載器とともに使用する場合に限る。

イ 割引率

割引率は、50パーセント以下とする。

5 「3 割引をする自動車及び割引率(8)」を削り、(9)を(8)に改め、(10)を(9)とし、次のように改める。

(9) 割引相互間の適用関係

ア 割引を適用する自動車

障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、E T C 特定区間割引、マイレージ割引、E T C 前納割引に限るものとする。E T C 特定区間割引は障

害者割引に優先して割引を適用するものとし、マイレージ割引、ETC前納割引は障害者割引を適用後にそれぞれ割引を適用するものとする。

イ ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ウ ETC特定区間割引、ETC曜日別時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引、ETC前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

	特定区間				○・・・適用あり ×・・・適用なし
曜日別	○	曜日別			
マイレージ	○	○	マイレージ		
コーポレート	○	○	×	コーポレート	
前 納	○	○	×	×	前 納

(注) 「特定区間」は「ETC特定区間割引」、「曜日別」は「ETC曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」、「前納」は「ETC前納割引」をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	ETC特定区間割引
2	ETC曜日別時間帯割引
3	マイレージ割引、コーポレートカード割引、ETC前納割引

6 「5 実施期日(1)、(2)、(3)」を削り、(1)として次を加え、(4)を(2)とする。

(1) この公告については、平成19年4月1日から実施するものとし、それまでの間は

従前のとおりとする。

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1835回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会长 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1835回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
 3 発売総額及び通数 800,000,000円
 　　400万通
 4 証 票 金 額 1枚 200円
 5 発 売 期 間 平成19年4月1日から
 　　平成19年4月10日まで
 6 当せん金支払開始日 平成19年4月1日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	8本
2等	30,000円	16本
3等	10,000円	160本
4等	5,000円	800本
5等	3,000円	1,600本
6等	2,000円	44,160本
7等	1,000円	48,000本
8等	500円	400,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1836回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1836回西日本宝くじ
2 受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地	東京都千代田区内幸町1-1-5
3 発売総額及び通数	900,000,000円 10万通 45組
4 証 票 金 額	1枚 200円
5 発 売 期 間	平成19年4月1日から 平成19年4月11日まで
6 抽 せ ん 日	平成19年4月13日
7 当せん金支払開始日	平成19年4月18日
8 当せん金の額及び当せんの数	

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	60,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞	20,000,000円	4本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	88本

2 等	10,000,000円	3本
3 等	100,000円	90本
4 等	10,000円	1,800本
5 等	1,000円	45,000本
6 等	200円	450,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1837回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1837回西日本宝くじ
2 受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地	東京都千代田区内幸町1-1-5
3 発売総額及び通数	250,000,000円 10万通 25組
4 証 票 金 額	1枚 100円
5 発 売 期 間	平成19年4月12日から 平成19年4月18日まで
6 抽 せ ん 日	平成19年4月20日
7 当せん金支払開始日	平成19年4月25日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2等	500,000円	2本
3等	100,000円	75本
4等	10,000円	2,500本
5等	1,000円	25,000本
6等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
-

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1838回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1838回西日本宝くじ
2 受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地	東京都千代田区内幸町1-1-5
3 発売総額及び通数	450,000,000円 10万通 45組

4 証票金額 1枚 100円

5 発売期間 平成19年4月26日から
平成19年5月9日まで

6 抽せん日 平成19年5月11日

7 当せん金支払開始日 平成19年5月16日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	2本
1等の前後賞	1,000,000円	4本
1等の組違い賞	100,000円	88本
2等	200,000円	45本
3等	10,000円	1,800本
4等	1,000円	45,000本
5等	100円	450,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
-

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1839回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1839回西日本宝くじ
-------	--------------

2 受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地	東京都千代田区内幸町1-1-5
3 発売総額及び通数	900,000,000円 450万通
4 証 票 金 額	1枚 200円
5 発 売 期 間	平成19年5月9日から 平成19年5月22日まで
6 当せん金支払開始日	平成19年5月9日
7 当せん金の額及び当せんの数	

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	18本
2 等	100,000円	162本
3 等	10,000円	1,530本
4 等	2,000円	18,540本
5 等	500円	450,000本
ボーナス賞	1,000円	83,790本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1840回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

1 名 称	西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生渡
2 受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地	東京都千代田区内幸町1-1-5
3 発売総額及び通数	250,000,000円 10万通 25組
4 証 票 金 額	1枚 100円
5 発 売 期 間	平成19年5月10日から 平成19年5月16日まで
6 抽 せ ん 日	平成19年5月18日
7 当せん金支払開始日	平成19年5月23日
8 当せん金の額及び当せんの数	

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞	1,000,000円	4本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	48本
2 等	100,000円	25本
3 等	10,000円	2,500本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1841回

西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1841回西日本宝くじ |
| 2 受託銀行等の名称 | 株式会社みずほ銀行 |
| 及 び 所 在 地 | 東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 発売総額及び通数 | 600,000,000円
300万通 |
| 4 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 5 発 売 期 間 | 平成19年5月23日から
平成19年6月5日まで |
| 6 当せん金支払開始日 | 平成19年5月23日 |
| 7 当せん金の額及び当せんの数 | |

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	3本
2 等	30,000円	12本
3 等	10,000円	102本
4 等	5,000円	1,002本
5 等	1,000円	10,002本
6 等	500円	300,000本
特 別 賞	2,000円	47,751本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1842回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1842回西日本宝くじ |
| 2 受託銀行等の名称 | 株式会社みずほ銀行 |
| 及 び 所 在 地 | 東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 発売総額及び通数 | 250,000,000円
10万通 25組 |
| 4 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 5 発 売 期 間 | 平成19年5月24日から
平成19年5月30日まで |
| 6 抽 せ ん 日 | 平成19年6月1日 |
| 7 当せん金支払開始日 | 平成19年6月6日 |
| 8 当せん金の額及び当せんの数 | |

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞	1,000,000円	4本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	48本
2 等	200,000円	25本
3 等	10,000円	250本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1843回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1843回西日本宝くじ
2 受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地	東京都千代田区内幸町1-1-5
3 発売総額及び通数	250,000,000円 10万通 25組
4 証 票 金 額	1枚 100円
5 発 売 期 間	平成19年6月7日から 平成19年6月13日まで
6 抽 せ ん 日	平成19年6月15日
7 当せん金支払開始日	平成19年6月20日
8 当せん金の額及び当せんの数	

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞	1,000,000円	4本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	48本
2 等	100,000円	50本

3 等	10,000円	500本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1844回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1844回西日本宝くじ
2 受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地	東京都千代田区内幸町1-1-5
3 発売総額及び通数	300,000,000円 10万通 30組
4 証 票 金 額	1枚 100円
5 発 売 期 間	平成19年6月21日から 平成19年6月27日まで
6 抽 せ ん 日	平成19年6月29日
7 当せん金支払開始日	平成19年7月4日
8 当せん金の額及び当せんの数	

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞	1,000,000円	4本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	48本
2 等	100,000円	50本

1 等	10,000,000円	2本
1 等の前後賞	1,000,000円	4本
1 等の組違い賞	50,000円	58本
2 等	100,000円	30本
3 等	30,000円	300本
4 等	10,000円	3,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1845回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会长 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1845回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
 3 発売総額及び通数 900,000,000円
 10万通 45組
 4 証 票 金 額 1枚 200円
 5 発 売 期 間 平成19年6月21日から

平成19年7月4日まで

- 6 抽 せ ん 日 平成19年7月6日
 7 当せん金支払開始日 平成19年7月11日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	60,000,000円	2本
1 等の前後賞	20,000,000円	4本
1 等の組違い賞	100,000円	88本
2 等	10,000,000円	3本
3 等	1,000,000円	3本
4 等	30,000円	45本
5 等	5,000円	4,500本
6 等	1,000円	45,000本
7 等	200円	450,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会长 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1846回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	600,000,000円 300万通
3 証 票 金 額	1枚 200円
4 発 売 期 間	平成19年7月4日から 平成19年7月17日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 264,840,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 53,737,110円
7 その他の発売経費	発売総額に対し 45,360,000円
8 受託申請期限	平成19年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会长 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1847回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	300,000,000円 1組10万通 30組
3 証 票 金 額	1枚 100円
4 発 売 期 間	平成19年7月12日から 平成19年7月18日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 125,400,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 29,420,790円

7 その他の発売経費	発売総額に対し 23,310,000円
8 受託申請期限	平成19年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会长 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1848回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	700,000,000円 350万通
3 証 票 金 額	1枚 200円
4 発 売 期 間	平成19年7月18日から 平成19年7月31日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 308,420,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 63,270,270円
7 その他の発売経費	発売総額に対し 52,920,000円
8 受託申請期限	平成19年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡	
1 名 称	第1849回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組
3 証票金額	1枚 100円
4 発売期間	平成19年7月26日から 平成19年8月1日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 105,700,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 24,690,645円
7 その他発売経費	発売総額に対し 19,425,000円
8 受託申請期限	平成19年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1850回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	300,000,000円 150万通
3 証票金額	1枚 200円
4 発売期間	平成19年8月1日から 平成19年8月7日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 131,820,000円

6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 27,484,065円
7 その他発売経費	発売総額に対し 22,680,000円
8 受託申請期限	平成19年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1851回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	900,000,000円 1組10万通 45組
3 証票金額	1枚 200円
4 発売期間	平成19年8月16日から 平成19年8月29日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 396,900,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 78,631,770円
7 その他発売経費	発売総額に対し 47,160,000円
8 受託申請期限	平成19年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1852回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 400,000,000円

1組10万通 40組

3 証票金額 1枚 100円

4 発売期間 平成19年8月23日から

平成19年9月5日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 170,850,000円

6 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,511,185円

7 その他発売経費 発売総額に対し 31,080,000円

8 受託申請期限 平成19年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1853回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 300,000,000円

150万通

3 証票金額 1枚 200円

4 発売期間 平成19年9月5日から

平成19年9月11日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 132,570,000円

6 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 26,695,305円

7 その他発売経費 発売総額に対し 22,680,000円

8 受託申請期限 平成19年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1854回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

3 証票金額 1枚 100円

4 発売期間 平成19年9月13日から

平成19年9月19日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 106,900,000円

6 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,452,190円

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,425,000円

8 受託申請期限 平成19年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1855回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	500,000,000円 250万通
3 証票金額	1枚 200円
4 発売期間	平成19年9月19日から 平成19年10月2日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 221,405,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 44,114,227円
7 その他発売経費	発売総額に対し 37,800,000円
8 受託申請期限	平成19年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1856回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組

3 証票金額	1枚 100円
4 発売期間	平成19年9月27日から 平成19年10月3日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 105,900,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 24,691,065円
7 その他発売経費	発売総額に対し 19,425,000円
8 受託申請期限	平成19年4月13日

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋
福岡市東区箱崎
六丁目六番四
川頭島弘文一
社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)